

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水 : ハザードマップ)

広島県及び府中町が公表している「洪水ハザードマップ」によると、当商工会地域では、太田川水系などによる洪水により、河川周辺の広い範囲で浸水が予想されており、0.5m以上3m未満の区域が存在する。

■浸水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

■府中町Webハザードマップ

<https://town-fuchu-webmap.jp/>

(土砂災害 : ハザードマップ)

広島県及び府中町が公表している「土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会地域では、揚倉山に面した地域で、土石流による土砂災害特別警戒区域が小範囲ではあるものの点在している。

また、土石流による警戒区域及び急傾斜地による特別警戒区域は山間部に広く存在する。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■府中町Webハザードマップ

<https://town-fuchu-webmap.jp/>

(地震 : 地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)

文部科学省地震調査研究推進本部及び広島県によると、南海トラフ地震においては、マグニチュード（以下、M）8からM9の地震が30年以内に60～90%程度以上の確率で発生すると予想されている。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震では、M6.7からM7.4程度の地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予想されている。

府中町が公表している「府中町Webハザードマップ」によると、当商工会地域では、南海トラフ地震及び府中町直下地震においては、震度5弱から震度6強と予想されている。

液状化危険度については、町内の約40%が「かなり高い」とされている。

■広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

■地震調査研究推進本部（安芸灘～伊予灘～豊後水道地震）

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/rs_aki-ijo-bungo/

■地震調査研究推進本部（南海トラフ地震）

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

■府中町Webハザードマップ

<https://town-fuchu-webmap.jp/>

(津波・高潮 : ハザードマップ)

広島県及び府中町が公表している「津波・高潮ハザードマップ」によると、当商工会地域では、高潮により河川周辺で3m以上5m未満の区域が存在しており、津波に関しても河川周辺で、1m未満の区域が存在する。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■府中町Webハザードマップ

<https://town-fuchu-webmap.jp/>

(感染症)

毎年流行するインフルエンザウイルスとは異なる、新型インフルエンザは、10年から40年の周

期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように、新しい抗原性を持つウイルスの出現により、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を持っていないため、パンデミック（世界的大流行）を引き起こし、大きな健康被害や社会的影響を与える恐れがある。

■内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

■広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/list1637-11368.html>

■府中町コロナウイルスに関する情報

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/korona/>

（2）商工業者の状況

①府中町商工会地域の事業者数

【商工会実態調査での5カ年の推移】

	令和3年4月1日	令和7年4月1日	増減	対比
商工業者数	1,522	1,448	▲74	95.1%
小規模事業者数	1,157	1,107	▲50	95.6%
会員数	653	640	▲13	98.0%

②府中町商工会の会員数（法定・定款・特別会員を含む）

【業種別会員数の5カ年の推移】

業種	令和3年4月1日	令和7年4月1日	増減	対比
製造業	37	33	▲4	89.1
建設業	157	144	▲13	91.7
卸売業	6	5	▲1	83.3
小売業	87	79	▲8	90.8
飲食業	57	52	▲5	91.2
サービス業	194	222	28	114.4
その他	115	105	▲10	91.3
計	653	640	▲13	98.0

※令和7年4月1日現在の組織率 39.2%

（3）これまでの取り組み

1) 府中町の取り組み

①「府中町地域防災計画」の策定

「府中町地域防災計画」は「基本編」「震災対策編」「原子力災害対策編」をもって構成され、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めており、毎年開催される「府中町防災会議」にて検討を加え、必要に応じて修正を加えている。

②防災訓練の実施

当町では、各防災関係機関や自主防災組織・企業等と連携して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。

③災害対策物資の備蓄

当町では、「府中町備蓄計画」に基づき、物資の調達が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努めることとし、発災直後の1日分（2食分程度）の食料及び生活必需品の備蓄に努めることとされている。また、各家庭・企業においては、3日分程度（可能な限り1週間程度）備蓄するよう努めるものとされている。

2) 府中町商工会の取り組み

①西日本豪雨災害での被災

平成 30 年西日本豪雨災害では、水分峠上部の山林の土砂崩れにより、榎川下流の寺山橋に流木などが堆積し、本町・山田地区の一部で土砂を伴う浸水被害が発生した。

項目		被害状況
人的被害		死亡 0 人、重傷 0 人、軽傷 0 人
建物被害	住家	全壊 2 件、半壊 17 件、一部損壊 95 件、床下浸水 22 件
	その他施設	非住家 6 件、公共施設など 2 件
インフラ被害	道路	町道内堆積土砂撤去（本町地区等）18 か所 榎川沿い町道道路災害 7 か所
	水道	（断水）みくまり三丁目の 6 世帯

（参考）府中町ホームページ

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kikikanrika/13011.html>

②第 1 次計画（令和 3 年～令和 7 年）の実績及び振り返り

- ア) 平成 30 年の西日本豪雨災害で被害を受けた府中町商工会地域を復興に繋げる目的で令和 2 年 12 月、事業継続力強化支援計画（第 1 次）を策定した。
- イ) 事業者向け B C P に関する国の施策等の周知を行った。
- ウ) 広島県が行っている、事業者向け B C P セミナーを紹介し、受講を促した。

【事業継続力強化計画の策定件数】

項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
目標件数	3	3	6	6	9	27
策定件数	0	0	0	0	0	0
達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- エ) 年 2 回、防災訓練の実施。
- オ) 地元消防署による、防災セミナーの実施。
- カ) 広島県共済と連携した火災保険への加入促進を行った。
- キ) 損保ジャパンと連携した損害保険への加入促進を行った。
- ク) 令和 4 年 10 月より、L I N E 公式アカウントを開設し、登録会員（158 人）に対し、最新の情報を発信した。

II. 課題

平成 30 年広島県を襲った西日本豪雨災害で近隣の市町は甚大な被害があったものの、府中町においては、事業者への直接被害が無かったため、事業者の危機意識は弱く、計画について説明し、策定を促すものの、反応は鈍く策定に至らなかった。

今後は、他の補助金申請支援時にリスク管理の重要性についても説明し、事業継続力強化計画の策定へと繋げてゆく必要がある。

また、当会の B C P マニュアルは策定しているものの、職員の人事異動による認知不足とマンパワー不足があり、周知徹底ができない。併せて、リスク管理としての共済、保険等について、事業者に助言を行える職員が少ないことも課題である。

更に新たな危機として、感染症についても速やかに感染拡大防止に対応できるよう、組織内の体制や分散勤務、関係機関との連携体制を構築することが求められている。

III. 目標

- ・日本各地で発生する大規模災害に対しては、事前の対策が必要であり、当商工会地域の小規模事業者に自然災害リスクや感染症などのリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時、非常時における連絡、情報共有を円滑に行うため、当会と府中町との間に被害情報報告などの共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかに復興支援が行えるよう、また感染症などの発症時には、速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内の体制、関係機関との連携体制を構築する。
- ・各種保険会社と連携し、災害発生に備えた保険制度の加入や見直しの推進を図る。
- ・事業者B C P及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

【成果目標】

項目	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	計
B C P・事業継続力強化計画等策定件数	6	6	6	6	6	30
事業継続力強化計画認定件数	3	3	3	3	3	15

・その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

府中町商工会と府中町の役割分担、支援体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

1) 小規模事業者に対する災害時のリスク周知

- ・経営支援巡回時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（休業補償、水災補償、共済加入、行政の支援策）について説明を行う。
- ・商工会報やホームページ、SNS等にて、国・県・町の施策の情報やリスク管理の必要性、損害保険・生命保険や傷害保険などの概要を積極的に情報の提供を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・各種保険会社と連携し、災害発生に備えた保険制度の加入や見直しの相談会を実施する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、感染状況が日々変化するため、常に最新の情報を入手し、冷静に対応するよう周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、併せて各種支援策を情報提供し、オフィスの換気やまん延防止設備の導入、テレワーク導入のためのIT環境整備等の促進を支援する。

2) 府中町商工会事業継続計画の作成

- ・当商工会の事業継続計画（BCPマニュアル ※令和2年11月11日作成）には、感染症対策が記載されていないため、その対策を加える。また、その内容を全職員に周知する。

3) 関係機関等との連携

- ・全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家派遣を依頼し、地域内事業者を対象とした、リスク管理に関する啓発セミナーや各種保険の紹介を実施する。
- ・広島県中小企業共済（協）が取り扱う損害保険・傷害保険等の紹介を実施する。

4) 事業者フォローアップ

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組を推進するとともに、事業者が策定した、BCPや事業継続力強化計画の取り組み状況を確認し、必要に応じてフォローアップを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・現在実施している防災訓練（年2回）を継続して実施する。
- ・府中町と災害時の連絡ルートの確認等を行う。

【2. 発災後の対策】

発災時には、人命救助が最優先であるため、次の手順で当商工会地域の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに全職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家族・家屋被害や道路状況等）等を当商工会と府中町で情報共有する。）
- ・国内で感染症が発生した場合、全職員の体調管理を行うとともに、事務所内の衛生管理等の感染対策を行う。
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による緊急事態宣言が発令された場合、府中町の対策本部の指示に基づき対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当商工会と府中町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員の居住地及び勤務地に気象庁から警報が発表された場合、または、職員自身が命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、身の安全を確保し、警報解除後に勤務する。
- ・全職員が被災し、応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

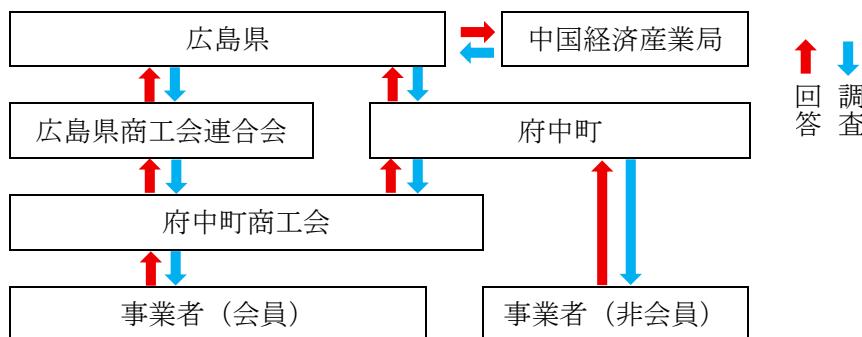
※連絡が取れない場合は、大規模被害が発生していると想定する。

- ・本計画により、当商工会と府中町は、以下の間隔で被害状況等の情報を共有する。

発災後～2週間	1日に1回、情報共有する。
2週間～1ヶ月	1週間に1回、情報共有する。
1ヶ月以降	2週間に1回、情報共有する。

【3. 応急対策時の指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害の二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と府中町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、府中町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症が流行した場合、国・県からの情報や方針に基づき、当商工会と府中町が共有した情報を広島県の担当部署に報告する。
- ・下図の流れで情報共有及び報告を行う。



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、府中町と相談する。(国の要請を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被災状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・府中町の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援施策や相談窓口の開設を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・国・広島県及び府中町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、当商工会職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を広島県商工会連合会及び広島県・府中町に相談する。

【その他】

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県に報告する。

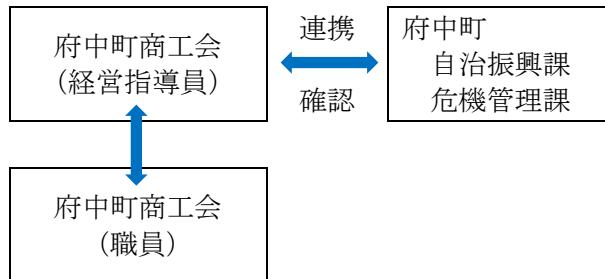
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 土井 崇（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直しなどのフォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

- ・府中町商工会 経営支援課
〒735-0021 広島県安芸郡府中町大須 1-10-10
Tel:082-282-1859 / Fax:082-282-1803 / E-mail:fuchuu@hint.or.jp

②関係市町

- ・府中町 町民生活部自治振興課
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通 3-5-1
Tel:082-286-3128 / Fax:082-284-7111 / E-mail:jichi@town.fuchu.hiroshima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・講師謝金	100	100	100	100	100
・旅費	100	100	100	100	100
・広報費	200	200	200	200	200
・消耗品費	50	50	50	50	50
・雑費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、広島県の補助金、府中町の補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等